

# 新庁舎建設に関する調査特別委員会（第33回）

日 時：平成29年4月7日（金）

午前10時～

場 所：本庁舎6階第1会議室

## 1 開 会

## 2 内 容

- ・庁舎棟建築工事の落札者選定方法など発注方針について
- ・新本庁舎平面計画の変更について
- ・観測井水質調査の結果について

## 3 その他

## 4 閉 会

## 鳥取市新本庁舎建設工事発注方針

鳥取市新本庁舎の建設工事については、新本庁舎建設工事発注方法等に関する提言（以下「提言」という。）を尊重するとともに、市議会でのご議論を踏まえ、以下の方針に基づき建設工事を発注することとします。

### 1. 発注方法

新本庁舎建設工事は、品質や競争性に十分配慮したうえで、鳥取市内に主たる営業所を置く建設業者（以下「市内業者」という。）が建設工事を受注しやすい分離分割発注とします。

### 2. 発注時期

分離分割された工事のうち、庁舎棟建築工事などの 8 工事は平成 29 年度、立体駐車場棟建築工事などの 2 工事は平成 30 年度、植栽工事は平成 31 年度にそれぞれ発注します。

### 3. 入札方法

本市が定める建設工事に関する入札方法に基づいて発注します。

なお、提言において、発注にあたり留意することとされた庁舎棟建築工事の落札者選定方法について、総合評価方式と価格評価方式を検討しました。今回の工事は、実施設計を経た図面や仕様に基づく施工になるため技術提案の余地が少なく、設計者監理により工事品質を担保する予定であることを踏まえると、短期間で落札者を選定できる価格評価方式の方が、工期確保の面で利点があり、平成 31 年秋の開庁スケジュールにも資することから、価格評価方式を選択することとします。

### 4. 入札参加形態

昇降機工事と植栽工事を除く 9 工事については、工事規模から共同企業体への発注を基本としますが、その構成員数及び出資割合は、それぞれの発注公告で定めます。

次に、共同企業体の結成方式は、入札前結成方式（注 1）を基本としますが、庁舎棟建築工事については、競争性の確保のため入札後結成方式（注 2）とします。

注 1：事前に結成した共同企業体で入札に参加する方式

注 2：入札により選定された代表候補者が、別に募った構成員候補者と共同企業体を結成する方式

## **5. 入札参加資格**

### (1) 地域要件

新本庁舎建設工事は、市内業者へ限定して発注することを原則とします。

ただし、庁舎棟建築工事、電気（強電）工事、空調換気工事の3工事については、共同企業体の代表者のみ、市内業者に加え、市外に主たる営業所を置く建設業者（以下「市外業者」という。）も対象とします。代表者以外の構成員は、市内業者に限定します。

また、昇降機工事は、昇降機の製造、設置を行える市内業者が無いことから市外業者へ発注します。

### (2) 発注等級

発注工事が鳥取市建設工事入札参加資格審査要綱第4条に定める発注工事種別の場合、市内業者へ求める鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱第3条に定める格付等級（以下「格付等級」という。）は、最上位等級とします。なお、市外業者に対しては格付等級に代わる参加資格を工事ごとに求め、発注公告で定めます。

### (3) その他

上記の他に必要な入札参加資格は、工事ごとの発注公告で定めます。

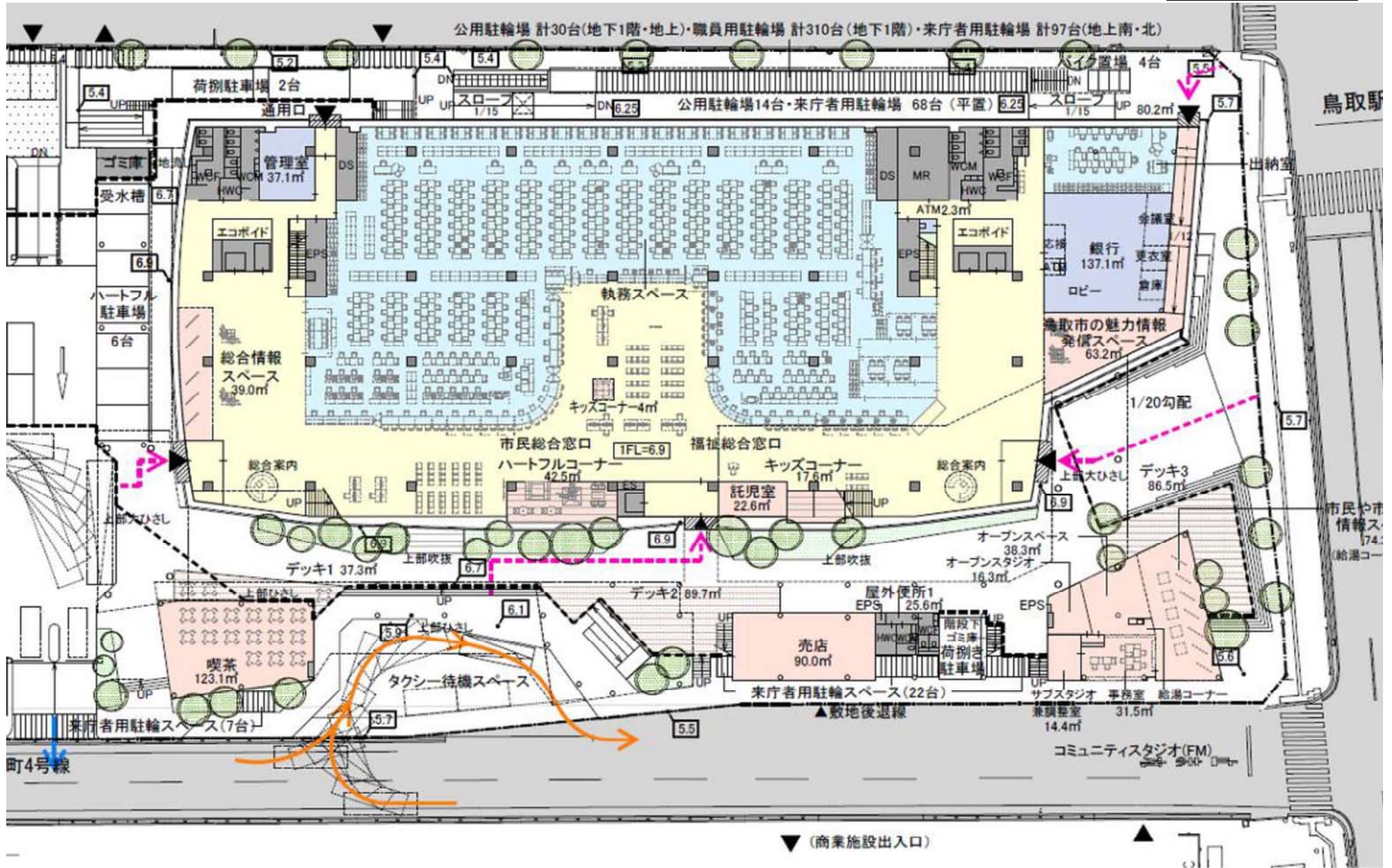
## **6. 発注概要**

発注工事ごとの入札方法等の概要は別紙のとおりとします。



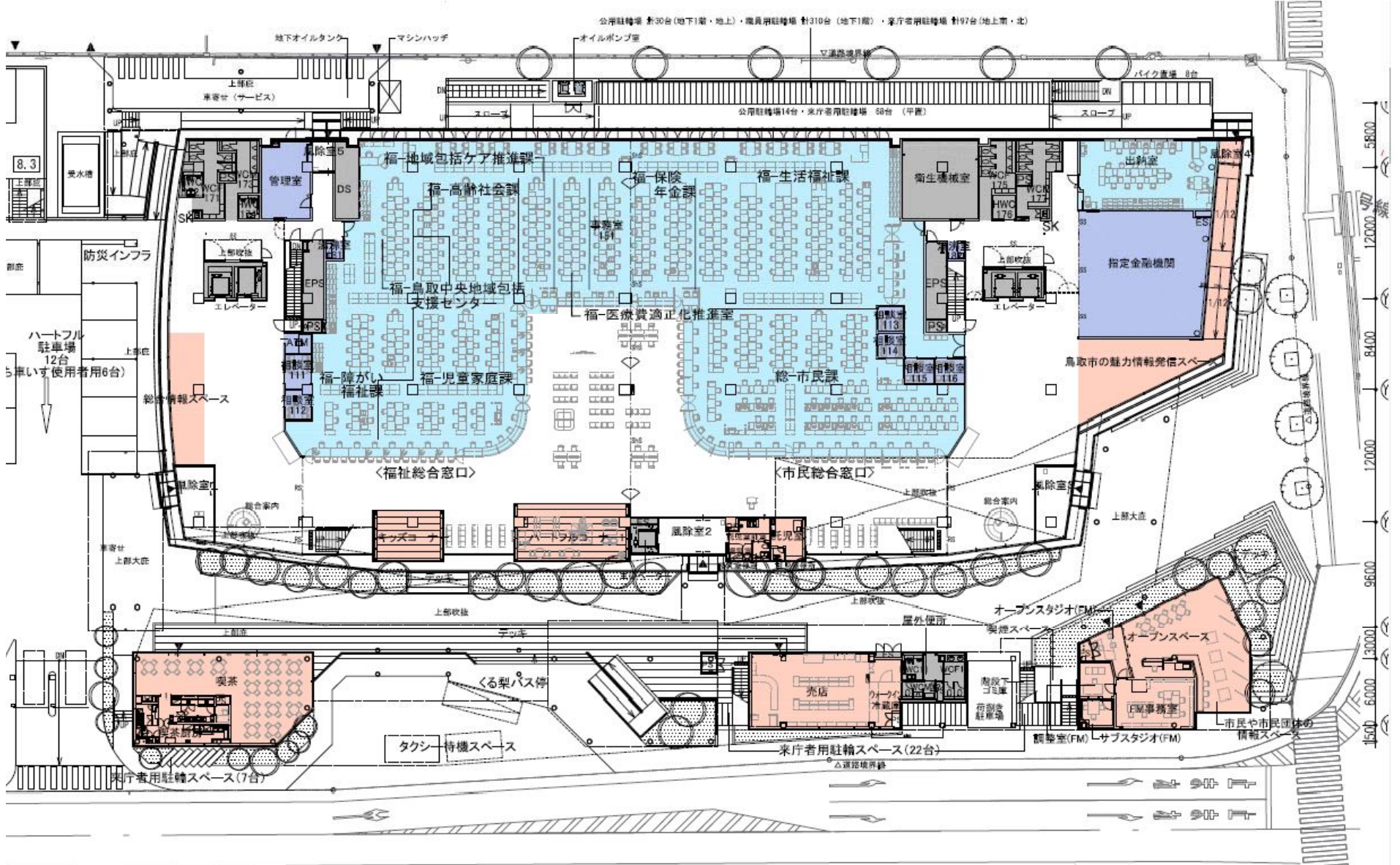
1階

旧



1階

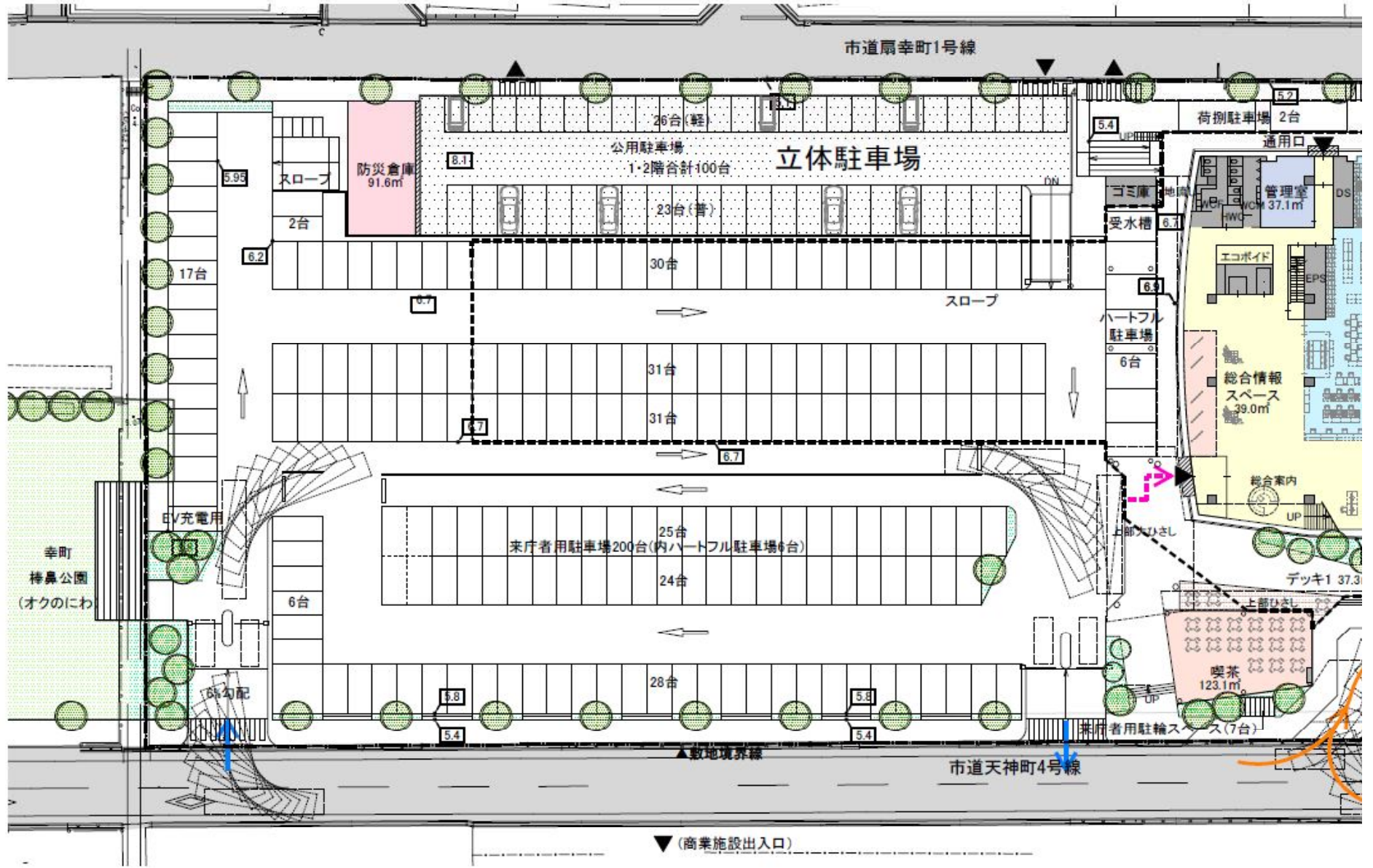
新





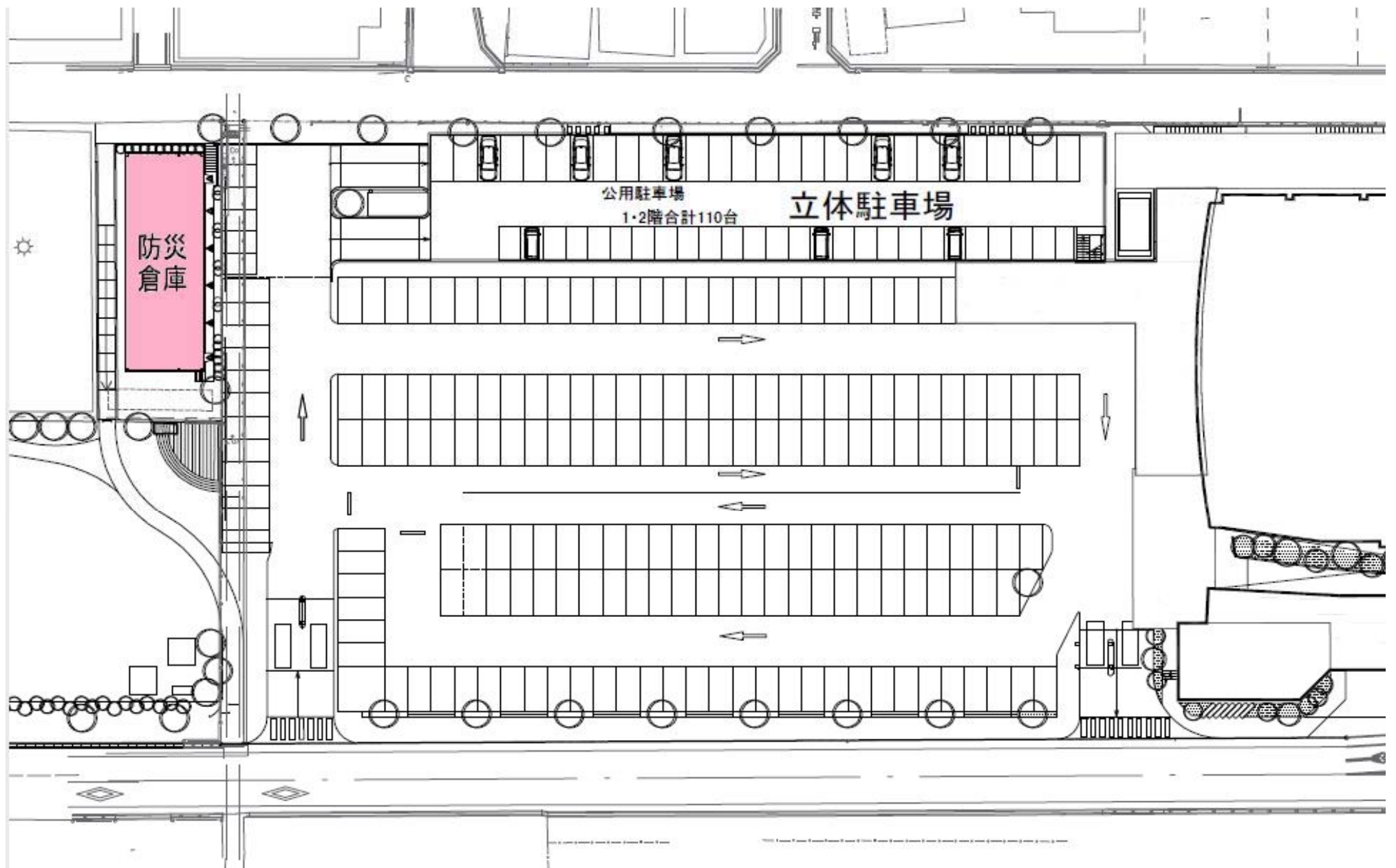
駐車場等

旧

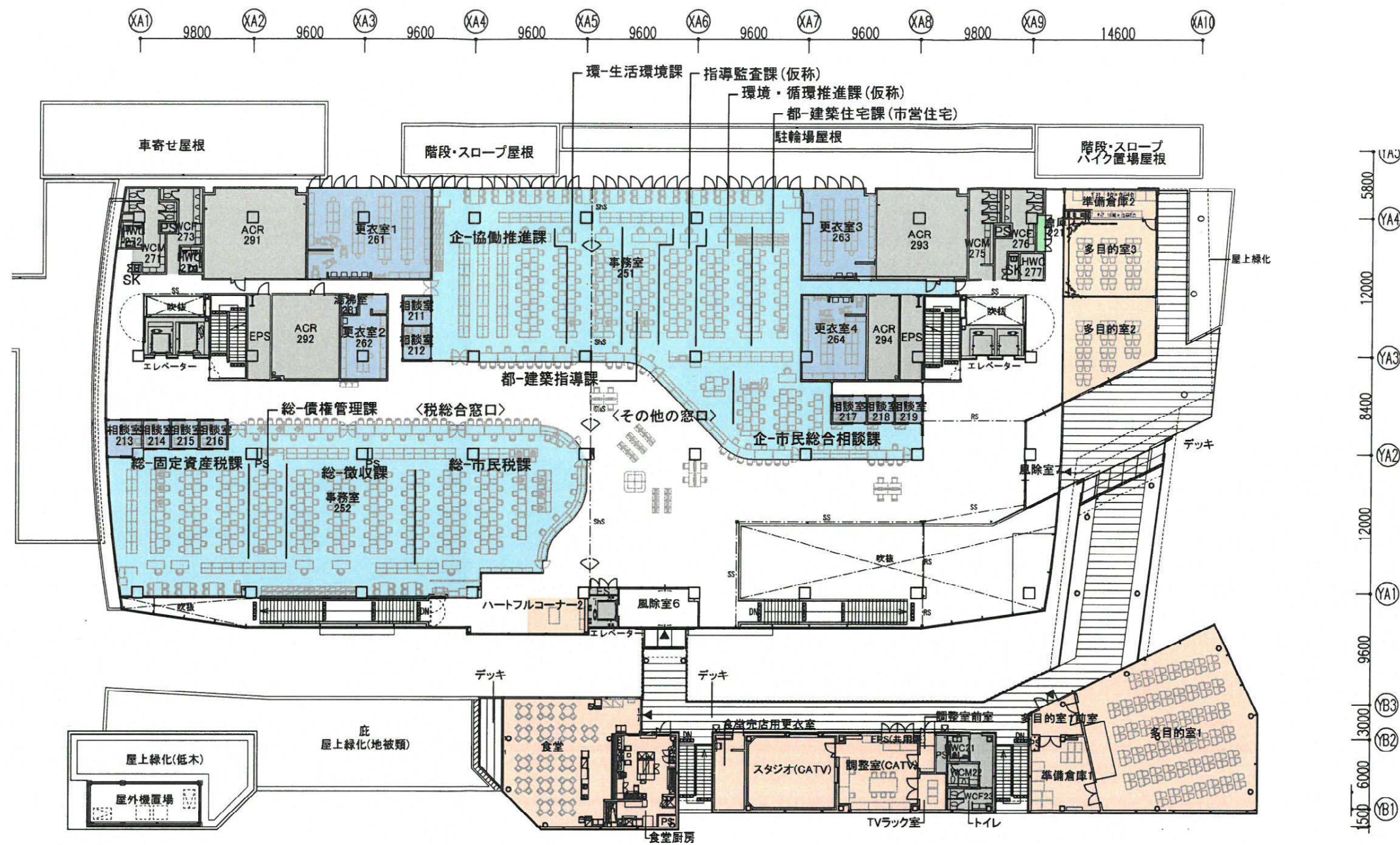


駐車場等

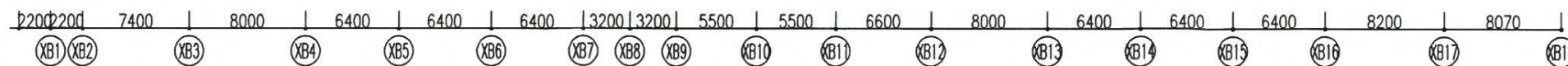
新





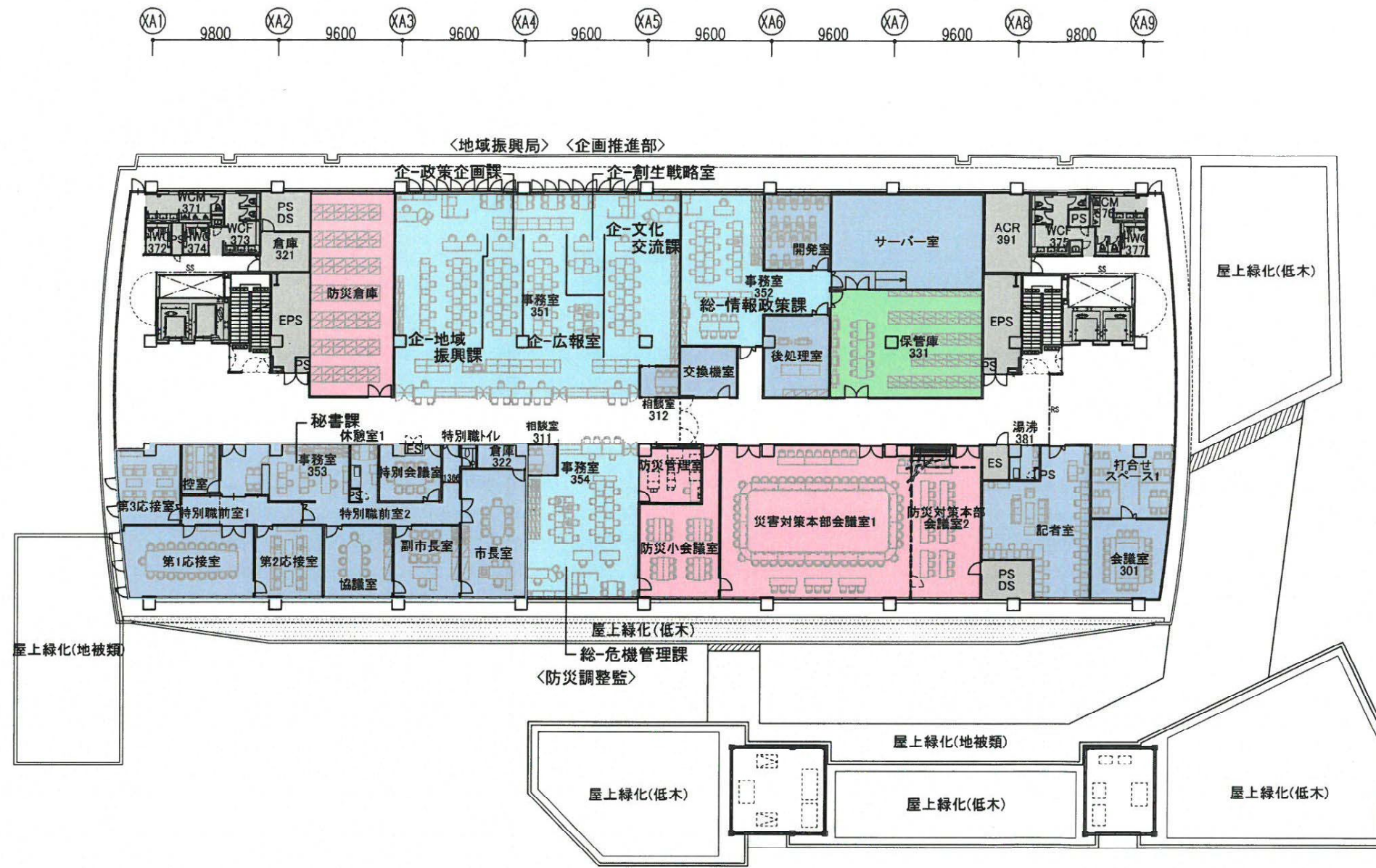


凡例	
<span style="background-color: #ADD8E6;"> </span>	執務スペース
<span style="background-color: #ADD8E6;"> </span>	更衣室・会議室等
<span style="background-color: #FFDAB9;"> </span>	市民交流スペース
<span style="background-color: #FFB6C1;"> </span>	防災関連諸室
<span style="background-color: #90EE90;"> </span>	倉庫等
<span style="background-color: #D3D3D3;"> </span>	トイレ・機械室等
<span style="background-color: #ADD8E6;"> </span>	議場
<span style="background-color: #ADD8E6;"> </span>	共用部



2階平面図

設計者	久米・白兔・塚田・木下特定業務設計共同体	設計日	2017.02	図番	鳥取市新本庁舎建設工事	図番	1150206
設計者	久米・白兔・塚田・木下特定業務設計共同体	設計者	小牧 実重	縮尺	平面図 2階	縮尺	A1階 1:200 A3階 1:400
設計者	久米・白兔・塚田・木下特定業務設計共同体	設計者	田中(久米) 豊彦 藤原(白兔)	縮尺		縮尺	
設計者	久米・白兔・塚田・木下特定業務設計共同体	設計者	中山 麗下(塚田) 上山 木下(木下)	縮尺		縮尺	



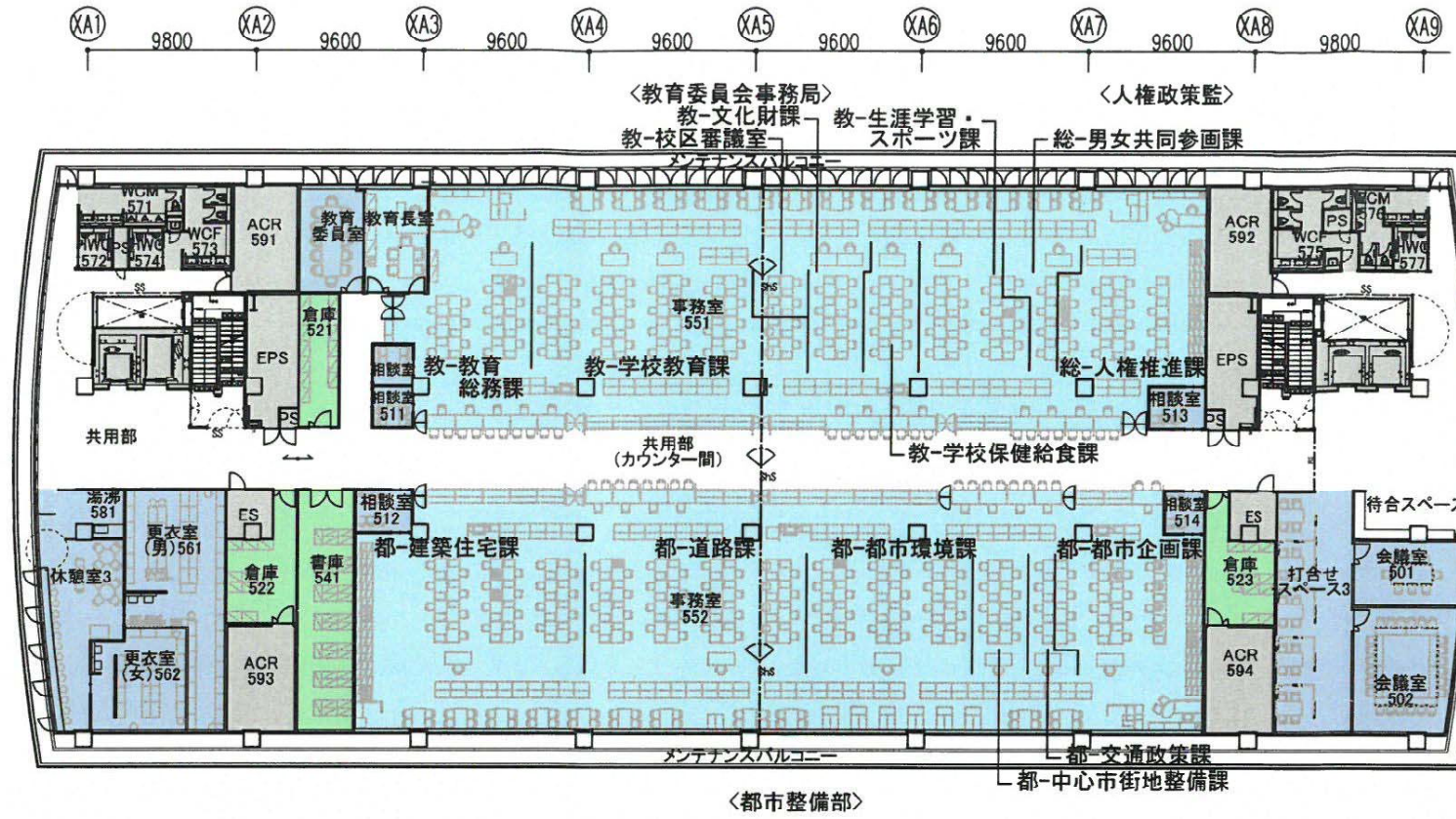
YA6  
12500  
YA5  
5800  
YA4  
12000  
YA3  
8400  
YA2  
12000  
YA1  
9600  
YB3  
3000  
YB2  
6000  
YB1

3階平面図

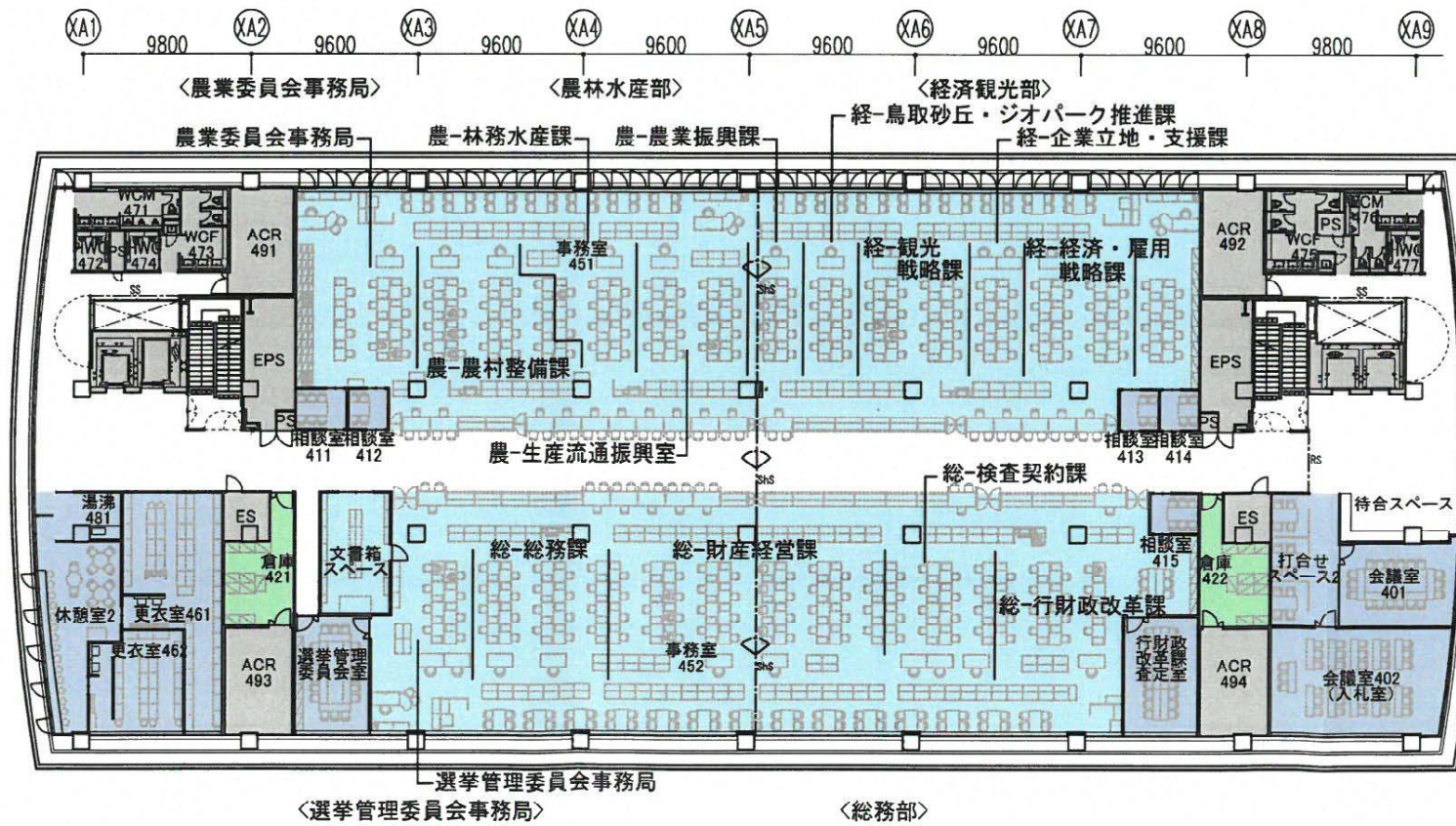
凡例

執務スペース
更衣室・会議室等
市民交流スペース
防災関連諸室
倉庫等
トイレ・機械室等
議場
共用部

設計	2017.02	鳥取市新本庁舎建設工事	設計番号	1150206
設計者	久米・白兔・塚田・木下特定業務設計共同体	平面図 3階	図面番号	A-03
設計者	小牧 宗雄	縮尺	A1図 1:200	
設計者	田中(久米) 晋原 康彦(白兔)	A3図 1:400		
設計者	中山 龍下(塚田) 上山 木下(木下)			



5階平面図

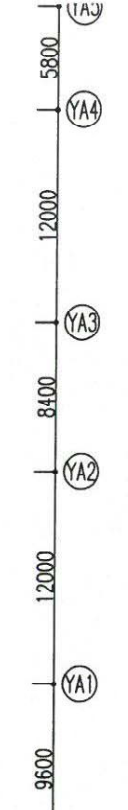


4階平面図

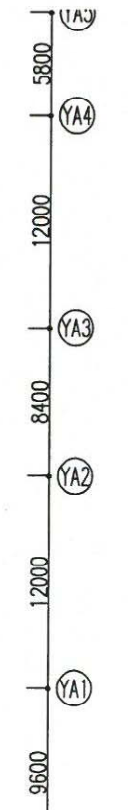
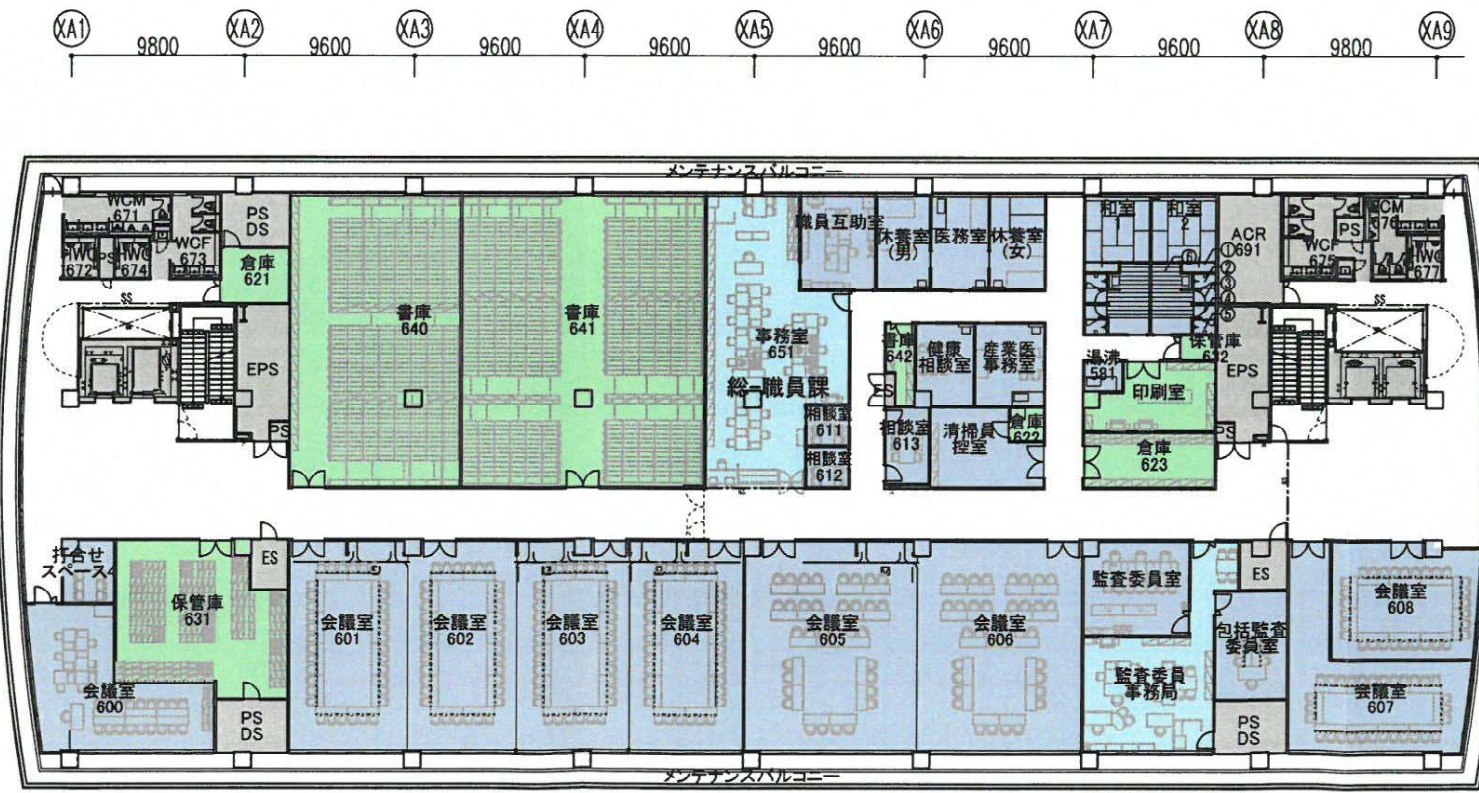
凡例

執務スペース
更衣室・会議室等
市民交流スペース
防災関連諸室
倉庫等
トイレ・機械室等
議場
共用部

設計	2017.02	鳥取市新本庁舎建設工事	設計番号	1150206
設計者	久米・白兔・塚田・木下特定業務設計共同体	平面図 4階・5階	図面番号	A-04
設計者	久米(久米) 白兔(白兔) 塚田(塚田) 木下(木下)	縮尺	A1図 1:200 A3図 1:400	



7階平面図



6階平面図

凡例

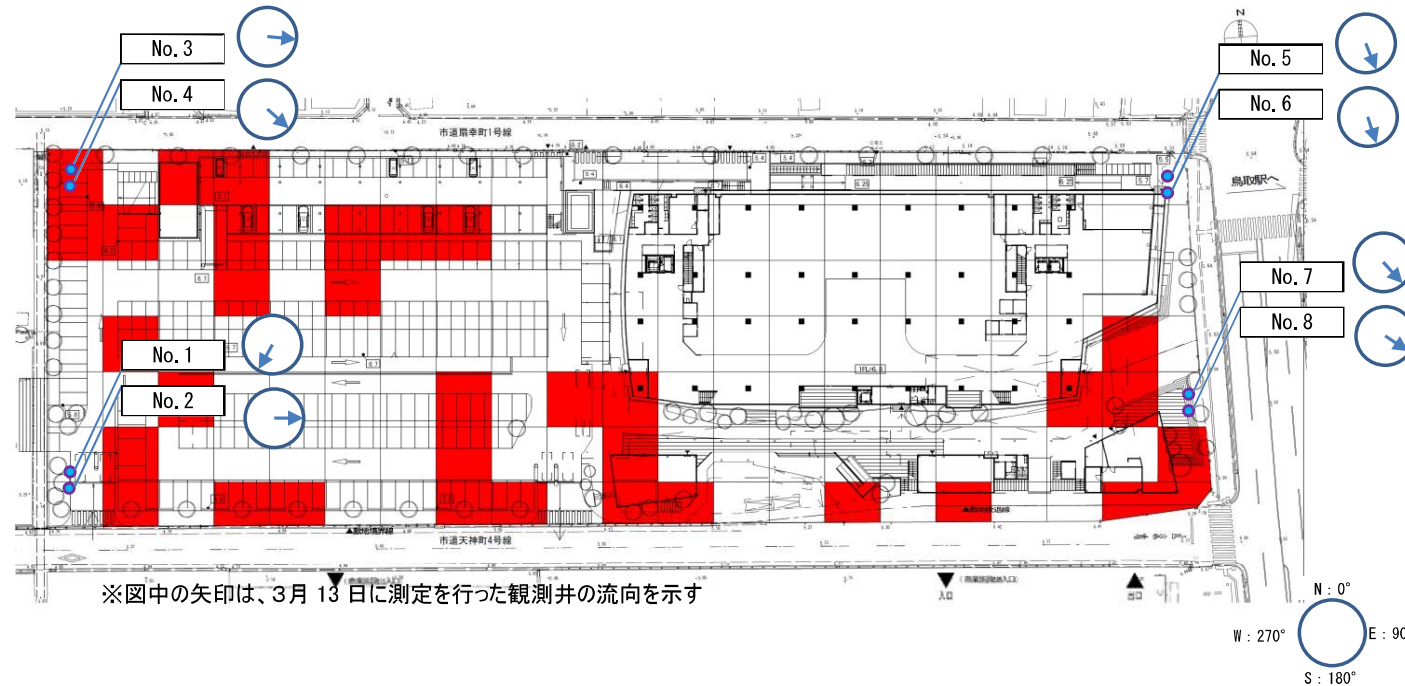
執務スペース
更衣室・会議室等
市民交流スペース
防災関連諸室
倉庫等
トイレ・機械室等
議場
共用部

## 観測井水質調査の結果について

### 1 観測井の位置について

#### (1) 位置

敷地の南西部に No.1(浅)と No.2(深)、北西部に No.3(浅)と No.4(深)、北東部に No.5(浅)と No.6(深)、南東部に No.7(浅)と No.8(深)の観測井を設置した。



#### (2) 採水位置

観測井の採水位置は、下表のとおり。

番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
採水位置	GL-6.0 ~13.5m	GL-22.0 ~31.0m	GL-7.0 ~12.5m	GL-22.5 ~27.0m	GL-6.0 ~11.5m	GL-14.0 ~30.0m	GL-6.0 ~11.0m	GL-15.0 ~30.0m

### 2 水質分析等の結果

#### (1) 流向流速

3月13日に行った流向流速測定の結果は、下表のとおり。

番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
流向	217.7°	89.9°	94.8°	128.0°	163.6°	163.2°	141.4°	117.8°
流速 (cm/min)	0.030	0.005	0.021	0.040	0.022	0.015	0.014	0.005

#### (2) 水質分析

水質分析は、12月と3月に試料を採取し、土壤汚染対策法が定める第二種特定有害物質（9項目：カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素）について行った。その結果は次のとおりであった。

##### ア 1回目（平成28年12月16日 採取）

No.6(深)のみ、ふっ素及びその化合物の溶出量が基準値をわずかに超過した。

その他の第二種特定有害物質の溶出量は、基準値以内であった。

##### イ 2回目（平成29年3月3日 採取）

すべての第二種特定有害物質の溶出量は、基準値以内であった。

番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
水質分析（砒素及びその化合物の溶出量：基準値 0.01mg/L）								
1回目	0.001	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.003	0.001 未満	0.002
2回目	0.001	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.005	0.001 未満	0.005
水質分析（ふっ素及びその化合物の溶出量：基準値 0.8mg/L）								
1回目	0.26	0.29	0.33	0.32	0.24	0.81	0.25	0.61
2回目	0.17	0.16	0.22	0.24	0.21	0.62	0.14	0.36

観測井 No.6 でふっ素及びその化合物の溶出量超過が確認されたことについては、鳥取県が平成24年度に行い公表した水質測定結果の中で、寿町、片原、戎町、南吉方でふっ素、ほう素が環境基準に適合しない井戸が確認されているが、温泉水の混入等による自然的要因と推定されていることから、同様の原因であると推測される。